

沖縄アミークスインターナショナル設置に関する 覚書及び基本協定書の遵守を求める意見書

うるま市議会においては、インターナショナルスクール設置に関連して市当局から提案された具志川野外レクリエーションセンター条例を廃止する条例議案を、平成20年12月議会で同スクールの設置については年間14万人以上の市民や県民が利用する憩いの場である当該施設を廃止してまで設置することには同意できないとして反対多数で否決したが、再度提案された平成21年3月議会においては沖縄科学技術大学院大学の設置に関連して同スクールの必要性や設置に関連して本市の優位性が訴えられたことなどから苦渋の選択により賛成多数で可決された経緯があります。そのことを受けて、本市では覚書に沿って当該アミークスインターナショナル設置にむけて用地の確保等鋭意取り組んできたところであります。

沖縄県や財団法人沖縄国際学園設立準備財団においては、世界的な景気不況により資金確保が厳しくなったことから、寄付金目標額を10億円から6億円以上に下方修正したことに伴い、当初予定していた校舎建設規模15億円を13億円に縮減するとの県議会での答弁があり、県の見通しの甘さが指摘されております。同時に、当準備財団は近々同スクールの校舎建設を発注する予定とありますが、うるま市長と当準備財団が締結した基本協定書に沿って誠実に実施されるか懸念されます。

よって、うるま市議会は、沖縄アミークスインターナショナル設置に関連して沖縄県知事、うるま市長及び株式会社旺文社代表取締役の三者でインターナショナルスクールを設置する事業の推進に関する覚書及びうるま市長と財団法人沖縄国際学園設立準備財団理事長が締結した基本協定書を信義に従い誠実に遵守されるよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月10日

沖縄県うるま市議会

あて先

沖縄県知事

財団法人沖縄国際学園設立準備財団理事長